

## 指定管理施設（鳥取県立みなとさかい交流館）運営評価委員会評価報告書

指定管理施設における施設管理状況の点検について(平成19年9月19日付第200700099675号行政経営推進課長通知)に定める「指定管理業務点検要領」に基づき、以下のとおり指定管理者による鳥取県立みなとさかい交流館の管理運営状況について、中間年度までの実績をもとに評価を行った。

### 1 対象施設

鳥取県立みなとさかい交流館（境港市大正町215）

### 2 指定管理者

境港管理組合 管理者 平井 伸治（境港市大正町215）

### 3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

### 4 運営評価委員会

(1) 開催日 平成29年8月30日（水）

(2) 開催場所 鳥取県立みなとさかい交流館 3階 会議室

(3) 評価委員

氏名	所属等
川崎 紘宗（委員長）	公立鳥取環境大学経営学部経営学科 講師
池淵 靖	税理士法人クレール 税理士
足立 光枝	上道町婦人会 会長
酒井 美智子	境港商工会議所女性会 副会長
谷 和敏（副委員長）	鳥取県県土整備部 次長

(4) 評価方法

平成26年度から平成28年度までの指定管理者から提出された事業計画書及び事業報告書、各年度の県による評価結果、現場視察、質疑応答等に基づき、各委員が以下の評価項目ごとに評価を行った。

評価は「2点、1点、0点、△1点、△2点」の5段階で行い、5名の委員の平均で決定した。

評価項目	主な評価内容
1 公の施設の平等な利用を確保するのに十分なものであるか	<ul style="list-style-type: none"><li>施設設置目的を理解しているか</li><li>管理運営の方針は適切か</li></ul>
2 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	<ul style="list-style-type: none"><li>施設設備の維持管理の内容は適切か</li><li>衛生管理の内容は適切か</li><li>効率的な外部委託が行われているか</li><li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応は適切か</li><li>個人情報保護、情報公開への対応は適切か</li><li>施設利用の要望の把握、対応は適切か</li></ul>
3 公の施設の管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであるか	<ul style="list-style-type: none"><li>管理経費の縮減等の効率化が適切に図られているか</li></ul>
4 公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか その他公の施設の設置の目的を達成するために必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>財政基盤、経営基盤は安定しているか</li><li>組織及び職員の配置等は適切か</li><li>職員の人材育成は適切か</li><li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等を受けていないか</li><li>障がい者就労施設への発注等、県の施策へ協力し法人等の社会的責任を適切に遂行しているか</li></ul>

(5) 評価結果

ア 評価点数

指定管理者による鳥取県立みなとさかい交流館の管理運営状況の評価は以下のとおり。

評価項目	評価委員					平均
	A	B	C	D	E	
1 公の施設の平等な利用を確保するのに十分なものであるか	2	1	1	2	2	1.6
2 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	1	0	1	2	1	1.0
3 公の施設の管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであるか	1	2	2	1	2	1.6
4 公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか その他公の施設の設置の目的を達成するために必要なもの	1	1	0	1	1	0.8
総括	1	1	1	1	2	1.2

【評価点】

2点：評価できる 1点：やや評価できる 0点：普通

△1点：あまり評価できない △2点：評価できない

イ 評価委員からの主な意見

- ・毎年管理委託料の返還額を出しており評価できる。
- ・館内の階段がどこにあるか分かりにくかったので案内掲示等で分かりやすく示した方が良い。
- ・隠岐汽船で戻られた方が船酔い等で気分が悪くなったとき横になって休めるスペースが必要。
- ・会議室の便利な点をPRするなどして、利用促進に一層取り組むべき。